

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

— 平成 30 年診療報酬改定(歯科概要) —

院内感染防止対策の施設基準について

平成 30 年診療報酬改定の中で、歯科初診料及び歯科再診料の引き上げとともに、施設基準が新設されました。

院内感染防止設備の保有と取り組みを実施が前提となっており、施設基準を満たしていないと、初診及び再診が減算となります。

経過措置が半年間（平成 30 年 9 月 30 日まで）設けられていますので、余裕を持って準備を進めていきたいものです。



施設基準

- (1) 院内感染予防対策が行われていること
- (2) 感染症対策等の院内感染防止対策に係る研修を修了した常勤歯科医師が 1 名以上配置されていること
- (3) 口腔内で使用する歯科医療機器等に対する、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染症対策を講じていること
- (4) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること
- (5) 院内感染防止対策に関する研修を定期的に受講していること
- (6) 院内感染予防対策等、歯科診療に係る医療安全対策を実施している旨の院内掲示を行っていること
- (7) 院内感染防止対策等の体制を地方厚生局長等に報告していること

現行	改定後 (H30. 10. 1~)
《初診料》	《初診料》
1. 歯科初診料 234 点	1. 歯科初診料 237 点
	注 届出なしの場合 226 点
《再診料》	《初診料》
1. 歯科再診料 45 点	1. 歯科再診料 48 点
	注 届出なしの場合 41 点
※【経過措置】平成 30 年 9 月 30 日までは初診料 234、再診料 45	